

2023年3月16日

相続不動産コンサルサーサービスの取扱いについて

株式会社広島銀行(頭取 清宗 一男)では、相続不動産コンサルサーサービスの取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

相続登記が完了していない等を理由とした所有者不明の土地^{*}が全国的に増加しており、円滑な公共事業や復興復旧事業等を阻害していることから、2024年4月に相続登記の申請が義務化されます。それに伴い、先代名義のまま相続登記が完了していない不動産に関する相続登記ニーズの増加が予想されます。

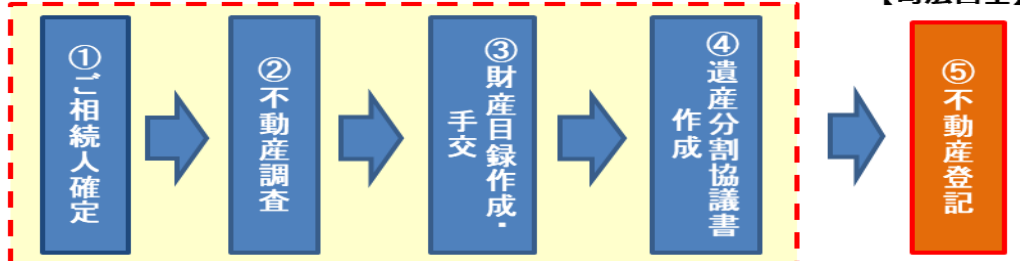
そのような中、お客さまが抱える相続登記未了の不動産に関する悩みを当行がお伺いのうえ、当該不動産に関する活用・処分方法等に関する情報提供から、司法書士と連携しながら相続登記に向けたサポートまでを行う『相続不動産コンサルサーサービス』の取扱いを開始します。

※所有者不明の土地

不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

2. サービス内容

【広島銀行】



- ① 司法書士と連携し不動産の相続権のあるご相続人を確定します。
- ② ご相続人全員と相続手続きを行うための委任契約を締結のうえ相続登記が完了していない不動産を調査します。
- ③ 不動産に関する財産目録を作成し、ご相続人全員にお渡しします。
- ④ ご相続人全員にて、相続登記が完了していない不動産に関し、遺産分割協議を実施いただきます。当行はご相続人全員が合意した内容が記載された「遺産分割協議書」を作成します。
- ⑤ 相続登記に必要な書類等を司法書士に連携し、司法書士により相続登記をします。

3. 取扱開始時期

2023年3月17日(金)

以上

本件に関する問い合わせ先
株式会社広島銀行 個人営業部
TEL (082) 247-5151 (代表)